

青森市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例

(平成二十四年条例第七十四号) の一部改正【第七条関係】

新旧対照表

改正後	改正前
<p>(母子生活支援施設の長の資格等)</p> <p>第二十六条 母子生活支援施設の長は、次の各号のいずれかに該当し、かつ、<u>こども家庭庁長官</u>が指定する者が行う母子生活支援施設の運営に関し必要な知識を習得させるための研修を受けた者であって、人格が高潔で識見が高く、母子生活支援施設を適切に運営する能力を有するものでなければならない。</p> <p>一～三 [略]</p> <p>四 市長が前各号に掲げる者と同等以上の能力を有すると認める者であって、次に掲げる期間の合計が三年以上であるもの、又は <u>こども家庭庁長官</u>が指定する講習会の課程を修了したもの</p> <p>イ 児童福祉司となる資格を有する者にあつては、相談援助業務（法第十三条第三項第二号に規定する相談援助業務をいう。以下同じ。）（国、都道府県又は市町村の内部組織における相談援助業務を含む。）に従事した期間</p> <p>ロ 社会福祉主事となる資格を有する者にあつては、相談援助業務に従事した期間</p> <p>ハ 社会福祉施設の職員として勤務した期間（イ又はロに掲げる期間に該当する期間を除く。）</p> <p>2 母子生活支援施設の長は、二年に一回以上、その資質の向上のための <u>こども家庭庁長官</u>が指定する者が行う研修を受けるものとする。</p> <p>(保育の内容)</p> <p>第三十七条 保育所における保育は、養護及び教育を一体的に行うことをその特性とし、その内容については、<u>内閣総理大臣</u>が定める指針に従う。</p>	<p>(母子生活支援施設の長の資格等)</p> <p>第二十六条 母子生活支援施設の長は、次の各号のいずれかに該当し、かつ、<u>厚生労働大臣</u>が指定する者が行う母子生活支援施設の運営に関し必要な知識を習得させるための研修を受けた者であって、人格が高潔で識見が高く、母子生活支援施設を適切に運営する能力を有するものでなければならない。</p> <p>一～三 [略]</p> <p>四 市長が前各号に掲げる者と同等以上の能力を有すると認める者であって、次に掲げる期間の合計が三年以上であるもの、又は <u>厚生労働大臣</u>が指定する講習会の課程を修了したもの</p> <p>イ 児童福祉司となる資格を有する者にあつては、相談援助業務（法第十三条第三項第二号に規定する相談援助業務をいう。以下同じ。）（国、都道府県又は市町村の内部組織における相談援助業務を含む。）に従事した期間</p> <p>ロ 社会福祉主事となる資格を有する者にあつては、相談援助業務に従事した期間</p> <p>ハ 社会福祉施設の職員として勤務した期間（イ又はロに掲げる期間に該当する期間を除く。）</p> <p>2 母子生活支援施設の長は、二年に一回以上、その資質の向上のための <u>厚生労働大臣</u>が指定する者が行う研修を受けるものとする。</p> <p>(保育の内容)</p> <p>第三十七条 保育所における保育は、養護及び教育を一体的に行うことをその特性とし、その内容については、<u>厚生労働大臣</u>が定める指針に従う。</p>